

澤田建設株式会社

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、かつ、全員が働きやすい環境をつくることによって、一人ひとりが能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和8年 8月1日 ～ 令和10年 7月31日（2年間）

2. 内 容

雇用環境の整備に関する事項

目標1

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知（子供が生まれる従業員に対しての周知）を行い男女ともに育児休業取得率 100%及び1か月以上の育休取得を将来的に目指し、計画期間中に男女合わせて育休期間10日以上の方が60%以上を目指す

<対策>

令和8年8月1日～

- ・育児休業等に関する周知、相談対応等のメンターを育成研修する。
- ・産前・産後休業の育児休業対象者及び対象者の上長に対し周知、教育の実施。

目標2

育児短時間勤務制度の利用しやすい職場環境作り

<対策>

令和8年8月1日～

- ・育児短時間勤務制度の申出に対し、対象者の業務内容を見直し、必要があれば業務内容を変更する（施工管理業務から施工補助業務に変更等）。また、対象者の業務内容変更に伴う必要な機材等の提供（PC、BIMソフト等）し、教育訓練を行う。

目標 3

年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

<対策>

令和 8 年 8 月 1 日～

・土木部門、建築部門の部門目標に設定して毎月の経営会議で利用状況を報告するようにする

目標 4

所定外労働時間の削減

計画期間前の事業年度（第 76 期に 1 人当たり 1 か月平均の時間外が約 9 時間 30 分）から計画期間最終年度までに 5%（30 分）削減する

<対策>

令和 6 年 8 月 1 日～

・土木部門、建築部門の部門目標に設定して毎月の経営会議で時間外の多い人を管理、報告するようにする

以上